

社会福祉士の専門性
—われわれを「カタチ」づくるもの—

岡崎 幸友（吉備国際大学）

「名称独占」と「専門性」

1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」によって、相談支援を専門とする職業として「社会福祉士」が誕生した。それまでの相談支援は、主に「ソーシャルワーカー」という名称を用いた任意の者が担っていたが、法律が定められたことによって、国家的承認を得た専門資格として確立したことになる。

ただし、その業を無資格者が行うことまでは妨げてはいないため、「名称独占」の国家資格であり、そのためか「業務独占」資格に比べ低く見積もられている現状が見受けられる。

社会福祉士が「名称独占」資格である理由を一つに定めることは難しいが、社会福祉士が用いる「相談技術」が日常性を帯びているため、詰まるところ「誰にでもできること」をしているという暗黙の了解があるからに他ならない。確かに特別な訓練や教育を受けなくとも経験さえ積みめば、たとえば、利用者と廊下等で交わす何気ない会話から、相手の考えていることを「何となく」理解することは可能である。これを「面接は専門技術だから」と、無資格者の面接行為を禁止したところで、結局は言葉で制限しているだけであり、実際的には意味をなしていない。つまり、専門性を明示化しやすい「技術」を独占できないという側面から捉えれば、「専門性がない」という批判を社会福祉士は、甘んじて受け入れる他なくなる。

だが「専門性」とは、「技術」の独占のみをもって承認されるものではない。むしろ、何らかの問題群（たとえば、生活困窮）に対して、ある「専門職（ここでは社会福祉士）」が、その「専門職」だけしか対応できない「固有の領域（たとえば、相談や調整）」において、有する「能力」を効果的に発揮することができるかどうか、そして、それを社会が承認しているかどうか、である。

つまり、社会福祉士の「専門性」は、「技術」の独占に求めるのではなく、理論に裏付けられた「実践能力」、さらにはその能力を「カタチ」づくる根拠に求めるべきである。

「技術 (Technique)」と「技能 (Art)」

専門職がその「専門性」を主張するのに簡便な方法は、「技術」を独占することである。にもかかわらず、社会福祉士が「技術」の独占を放棄(!)しているのは、「技術」が社会福祉士の「実践能力」と相容れない関係にあるからである。

一般的に「技術 (Technique)」は、「誰が実行しても同じ結果が必ず得られる」手段を指す。そのため、必要な前提条件が整えば、そこに行業者である「私」のありようが問われることはない。逆に没個性化すればするほど、「技術」の法則性は高まってくる。その意味で、技術は非常に「科学的」である。しかし、社会福祉士が対象とする困難は、人間の複雑性に依拠した困難であり、前提条件を同じくしても「同じ結果が必ず得られる」とは限らない。そこで社会福祉士には、相手との対話を通して、相手のありようをまなざしながら、その場そのときに応じた支援をする「能力」が求められる。この「能力」は「私」の支援態度の現れであると言え、その意味で支援においては「私」そのものが常に問われている。この「問い」は、もちろん利用者や社会から向けられているが、加えて、相手に応じて千変万化し揺らぐ「私自身からの問い」である。その「問い」に明瞭な答えを与え、言語化することは困難である。しかし、この問いに答えようとすることで「技術 (Technique)」とは異なった法則性を持つ「技法 (Art)」が開花する。

つまり、社会福祉士の実践能力を担保しているのは、明瞭簡潔な「技術 (Technique)」ではなく、非言語的の法則性を持つ「技法 (Art)」であり、これこそが社会福祉士の専門性をカタチづくるものである、と言えよう。

社会福祉士の専門性
—われわれを「カタチ」づくるもの—

岡崎 幸友（吉備国際大学：yuki@kiui.ac.jp）

1 問題の所在-「社会福祉（界）」の二つの方向-

(1) 「(社会) 福祉＝介護」という根強い認識

※社会福祉士養成校に「介護人材」を求めてくる。←そもそも「社会福祉士」を知らない。

※「福祉的領域」としてのニーズはある。

①「少子（1.39）高齢（23.1%）」という現実（いずれも 2010 年）。

②「社会福祉」は「生存権保障」なのだから、国家が取り組むべき事柄。

※政策の策定、人材の確保（←教育、養成、所得保障など）

③「介護人材」ではなく「社会福祉士」を必要とする社会へ

(2) 「(社会) 福祉＝介護」の図式を転換する。

※福祉的領域で働いている人はみな「介護労働者（ヘルパー等）」という認識

※あるいは、「ケアマネージャー」：いずれにしても「介護」の範疇

①社会一般に「社会福祉士」を正しく理解させる。

②われわれが正しく「社会福祉士」を理解する。→今日の論点

※社会福祉従事者は得てして不得意。

【参 考】

コムスンショックに対して有効な手だてを講じなかったために、福祉市場に対する批判的認識が広まり、混乱を引き起こしてしまっている。その結果、「福祉離れ」現象を招き、福祉人材不足が深刻化している。その一方で、増え続ける福祉ニーズに対応するため、派遣労働者などによって福祉人材を充足し、自転車操業で凌いでいる現状がある。

「社会福祉職」には高い専門性が求められているにも関わらず、使い捨てのような人材サイクルでは、高度な専門職の養成や資質の向上に良い影響を与えるはずはない。むしろ、このままでは、専門資格のない就職難民の場つなぎ的労働市場のように捉えられ、無資格者でも務まる安易な領域としての認識が広まる危険性すらある。

（吉備国際大学教育 GP リレートークより：一部修正）

http://kiui.jp/pc/kyougup08/relay_thoughts/relay11.html

論点は二つあって、一つ目は「(社会) 福祉」と「介護」の違いが広く社会に知れ渡っていないこと。だから社会は、「社会福祉士の専門性（あるいは領域）」など、曖昧でよくわからない。学者や専門家の世界（自己満足）ではなく、「社会福祉士」が真に必要とされるにはどうしたらよいのか、表現する、追求する時期に来ている。

二つ目は、介護人材の不足は確実であること。需要があるにも関わらず、供給が間に合わないのは政策のミスである。一方で、それを着火点とするための思考変換が求められる。

介護人材の安定供給が実現すれば、同時に、それをコーディネートする社会福祉士の社会的任用の拡大をもたらす。※ここら辺が、勘違いされる要因であるかも知れない。

2 「社会福祉士」について

(1)「社会福祉士」は「国家制度である」ことを了解する。枠組みの設定（法2条）

この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、**社会福祉士の名称を用いて**、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する**相談**に応じ、**助言、指導**、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との**連絡及び調整**その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

※「相談」、「助言」、「指導」、「連絡」、「調整」←専門的知識および技術が必要

※「資質向上の義務」（法47条の2）。無資格者との異なりと言える。

※「秘密保持義務」（法46条）。道義的責任に加え、法的責任「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」（法50条）

※認定社会福祉制度については、「付帯決議7」に記載

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、**専門社会福祉士**及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、**介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。**

※下線部に込められた期待。

「認定社会福祉士」について一定の反論が寄せられ得ているが、その根底にあるのは、「職階による差別化（上位資格に対する懐疑）」である。もし、「職能団体が金儲けに走った」と批判するのなら、理解は出来無くない。しかし、「上位資格云々」の観点からの批判については、「社会福祉士」が国家資格であるという根底そのものが崩れ去る。

国家から「社会福祉士」というミニマムスタンダードは提示されたのだから、専門性を高めていく方策と、その能力を担保するシステムは、「社会福祉士」に委ねられている。

3 「社会福祉士」を養成する教育体系（福祉教育の混乱）

①社会福祉教育→いわゆる「福祉マインド教育」

②社会福祉学教育→従来型の学問教育→**社会福祉学**→資本主義経済の矛盾への対応

③**社会福祉士養成教育**→専門職養成教育

※他領域では、「教育＝職能教育」の図式

※教育体系の整理は急務の課題→「実習教育」が突破口として、③へとシフトしている。

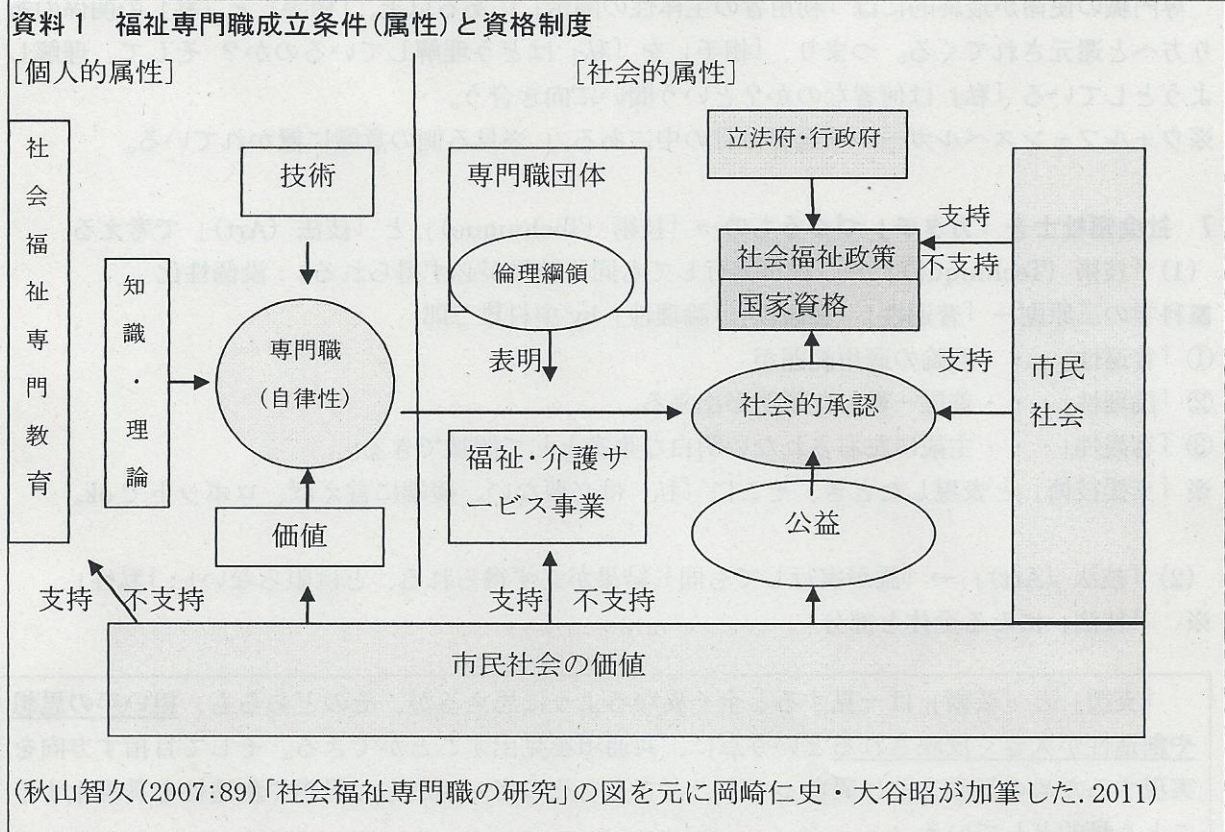
※実習指導者講習会、担当教員講習会など。→「専門職」が「専門職」を養成するという図式。

かつての社会福祉士実習では、実習指導者が「他の専門職」であった、というケースが見受けられた。養成教育で「ソーシャルワーク」を学習しておきながら、実習では「保育」「介護」を内容としているため、無力を感じて社会福祉士を諦めてしまう（実習の逆機能）。これは、一方で、他の専門職の領域を「低く」見積もっている（勉強しなくても出来る。サッカー場で野球をやらされている）ことにもなる。

この現象に歯止めをかけるには、「専門職」が「専門職」を養成するという図式、そして「専門職養成のための実習プログラム」の整備が必要である。※ミニマムスタンダード化は、必須！

4 社会福祉士の専門性を確立する：「業務独占」化？

※OT,PT も名称独占資格（法第2条）→機能回復訓練行為を診療報酬の「リハビリテーション」に位置づけて評価されている。



※この枠組みのなかで、「社会福祉士」は支援を行っている。では、「社会福祉士」はどのように実践することが、望ましい（べき）なのか？

※澤潟久敬：「哲学と科学」→理論と実践の関係に言及。「どう」へ回答を与えるのが「理論」。

5 「私」を問う：「相手」と対峙している「私」はどうあるべきなのか？

精神病院で妄想をもつ病者に語りかけられたとき、その語りかけていることをわかりたいと思うのは当然のことであろう。妄想の内容を表現している“ことば”の意味がわからないのは勿論だし、またその“ことば”にながれている心や感情の動きもわかりにくい。「この病者には妄想がある」というわかりかたはできるし、「この病者は苦しんでいるのだな」という意味でのわかりかたは私にも可能である。しかしこのわかりかたは前者は私の精神病理学の知識の有無ということの範囲でのわかりかただし、後者は、私の日常の常識的な感情の動きと対比した枠のなかでのわかりかたであるにすぎない。私がこのようなわかりかただけをしているのであれば、これは私が病者と遠く離れたところで、病者の“ことば”を通して、病者を客体化しているだけなのだ。いわば私は病者の“ことば”をその心のなかの病者の独自のありようと無関係のところではかろうとしているだけである。

（「わかりたいということ」についての一考察 中園康夫）

※ 相手は常に私の中で開かれている。

6 「相手になる」-私に相手は現れる-

利用者と対峙したとき、「利用者のために」という想いを抱く。その「想い」は、人間であれば、自然発生的であって欲しいと願いたい。しかし、立ち止まって考えてみると「～ために」と考えているのは、だれか。そして、なぜ「～ために」という目的を持つのか？

専門職の使命が最終的には「利用者の主体性の開示」にある以上、「相手」と「私」の関係のあり方へと還元されてくる。つまり、「相手」を「私」はどう理解しているのか？そして、理解しようとしている「私」は何者なのか？という問いに向き合う。

※ウォルフエンズベルガー→「逸脱は目の中にある。」※見る側の意識に置かれている。

7 社会福祉士を「カタチ」づくるもの→「技術 (Technique)」と「技法 (Art)」で考える

(1)「技術 (Technique)」→「誰が実行しても同じ結果が必ず得られる」：没個性化

■科学の三原則－「普遍性」「客観性」「論理性」by 中村雄二郎

①「普遍性」・・・理論の適用範囲が

②「論理性」・・・首尾一貫した説明が出来る。

③「客観性」・・・主観に左右されない明白な事実として認識できる。

※「支援技術」と表現したとき、そこに「私」は必要ない。極端に言えば、ロボットでok。

(2)「技法 (Art)」→「誰が実行しても同じ結果が必ず得られる、とは限らない」：「私性」

※ 「技法」にみる全体と部分

「支援」と「芸術」は一見すると全く異なるように思えるが、そのどちらも、担い手の思想や創造性が大きく反映されるという点に、共通項を見出すことができる。そして目指す方向を実現するための活動方法は異なっても、どちらもその担い手がもつ思想や創造性を具現化することを目的としている。

支援活動の技術として用いられる「ケースワーク」を、S.パワーズはそれまでの定義を精緻に整理し直し、ケースワークの創造性に着目をして「Art」と表現した。この「Art」を単純に「芸術」と訳す事はできないが、社会福祉支援が持つ創造性は「芸術」が持つ創造性と共通すると言えよう。

※社会福祉士は、「生活の全体性」で捉える。

①生活を、部分の集合としての全体で捉えるか？

②生活を、全体そのものとして捉えるか？

(3) デジタルとアナログー「白色」を表現する。

8 最後に－「真善美」から学ぶこと

かつて「真善美」は、全体としてまとまりであった（「真＝善＝美」）。しかし、現在「真善美」が同一であるとの認識はなされていない。当時の人々は、現在の状況は想像もつかないだろう。しかし、人間の英知によって、「真」「善」「美」は異なる概念として認識されるに至っている。

社会福祉支援において、たとえば「利用者主体」という言葉や、「相手になる」という思考が指摘されたところで、「実現できない」と（なかば無意識のうちに題目化させ）あきらめるか、それを実現しようとする態度に転じるのか、「社会福祉士」として、どちら選択するべきなのか。その岐路に立たされているのではないだろうか。